相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市津島町御内二三〇六番地、最後の住所大阪府堺市堺区北安井町二番六―一八〇五号　　被相続人　亡　松田　　定

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月一日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市乙部二一一番、最後の住所神戸市西区伊川谷町長坂八〇〇番地　永栄園

被相続人　亡　山口　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月一日

神戸市垂水区霞ヶ丘七丁目五番三〇号

相続財産管理人　弁護士　臼井　俊美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡海田町成本四二五番地、最後の住所広島県呉市安浦町女子畑一三三番地

被相続人　亡　熊野　　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月一日

事務所広島県呉市中央一丁目六番九号　センタービル呉駅前四階　あかつき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原　　晃志

無縁墳墓等改葬公告

成福寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年九月一日

一、墳墓等所在地　島根県雲南市大東町前原三〇九番地二・四三七番地二

一、墳墓等の名称　成福寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　山藤家

一、改葬を行おうとする者　島根県雲南市大東町前原三〇九番地　宗教法人成福寺　本多　昭人

無縁墳墓等改葬公告

同一墓地内の共同墓地に合葬のために現在ご供養されていないような方々の無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

平成二十七年九月一日

一、墳墓等所在地　愛媛県今治市喜田村五丁目八五六―一、八五六―二、八五七

一、墳墓等の名称　喜田村上墳墓所

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県今治市喜田村五丁目一七―五　喜田村墓地管理者　谷口　利廣

第二十九期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	二〇、二二五
固定資産	三四七
資産合計	二〇、五七二
負債及び純資産の部	
流動負債	五、二二八
負債合計	五、二二八
株主資本	一五、三四四
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	五、三四四
（うち当期純利益）	（八一六）
純資産合計	一五、三四四
負債・純資産合計	二〇、五七二

平成二十七年九月一日

山形県天童市大字久野本字日光一一〇五番地

テーピーエス株式会社

代表取締役社長　大沼　尚史

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年９月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ナッスイング　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３―286号　④株式会社ナッスイング　群馬県高崎市金古町439番地１　代表取締役　撫養圭助　⑤ＹＣ群馬町　群馬県高崎市金古町439番地１　⑥平成３年９月６日　⑧平成27年４月30日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県高崎市金古町439番地１　株式会社ナッスイング　代表取締役　撫養圭助

Ｂ　①有限会社友愛観光バス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6628号　④有限会社友愛観光バス　大阪府八尾市水越四丁目121番地　代表取締役　金沢正憲　⑤東京営業所　東京都葛飾区西水元３―23―10　⑥平成25年３月14日　⑧平成27年７月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫大阪府八尾市水越四丁目121番地　有限会社友愛観光バス　代表取締役　金沢正憲

Ｃ　①ｔａｂｉｔａｂｉ．ｒｕ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6841号　④ｔａｂｉｔａｂｉ．ｒｕ株式会社　東京都江東区北砂七丁目３番５―701号　代表取締役　アフアナシェフ・ロマン　⑤本社営業所　東京都江東区北砂５―15―15　⑥平成26年10月30日　⑨平成27年７月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区北砂七丁目３番５―701号　ｔａｂｉｔａｂｉ．ｒｕ株式会社　代表取締役　アフアナシェフ・ロマン

Ｂ　①渋谷旅クラブ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5876号　④渋谷旅クラブ　東京都江戸川区南葛西７丁目１番６―1304号　渋谷和貴　⑤渋谷旅クラブ　東京都江戸川区南葛西７―１―６―1304　⑥平成19年３月１日　⑧平成27年７月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区南葛西７丁目１番６―1304号　渋谷和貴

Ｂ　①株式会社六彩居　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5394号　④株式会社六彩居　東京都港区六本木三丁目６番１号　代表取締役　森好文　⑤本社営業所　東京都港区六本木三丁目６番１号　⑥平成15年12月２日　⑧平成27年７月30日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区六本木三丁目６番１号　株式会社六彩居　代表取締役　森好文